

きよせ
くらしのハンドブック



平成 30 年度 消費生活展
テーマ「食の安全」

発行：清瀬市消費生活センター
協力：清瀬市登録消費者団体連絡会

はじめに

平成9年5月1日、清瀬駅北口徒歩5分の場所に消費生活センターは開館しました。

内部は木のぬくもりのある、高齢の方や、障がいがある方にも安心してお使いいただけるようにバリアフリー設計となっています。消費生活に関する様々な情報が用意されていますので、お気軽にお立ち寄りください。

《目 次》

消費生活センターとは？	2
くらしに潜む消費者トラブル	7
ご存じですか？ クーリング・オフ制度	11
第39回 清瀬市消費生活展	13
テーマ「食の安全」	14
清瀬市消費生活センター登録団体	22



消費生活センターとは？

清瀬市消費生活センターは、市民の皆さまの消費生活の安定と向上をはかることを目的とした拠点施設です。消費生活相談・学習・消費者活動の場としてご利用ください。

【消費生活相談】

増加する悪質商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブルを専門の相談員と一緒に考えて、解決のためのお手伝いをしています。料金はかかりませんので、ひとりでお悩みにならず、気軽にご相談ください。

対象：清瀬市在住・在勤・在学の個人の方

方法：電話または来所にて相談。（※事業者の方の事業に関する相談はお受けできません）

相談員より

「最後まで決してあきらめない」ことを相談員全員が心がけ、消費者トラブルから被害者を救済するため、相談者へのアドバイスや事業者との交渉を粘り強く行っています。契約や申込みに際し、迷った時も事前に消費生活相談をご利用ください。

【相談電話】 **042-495-6212**

【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～正午、午後1時～4時

全国共通の電話番号 **188**（いやや 消費者ホットライン）

【消費生活に役立つ情報の提供】

消費者被害防止や消費生活に役立つ情報の提供、各種講座などを行っています。

- 広報誌「ちえのわ」の発行
- 啓発冊子やパンフレット等の発行・配布
- 製品事故情報やリコール情報の発信



【消費生活に関する講座の開催・啓発活動】

- 消費生活講座の開催（センターで実施する講座には保育も付いています）
- 消費生活展の開催
- きよせ出前講座への講師（消費生活相談員）派遣
- 関連図書やDVDの閲覧・貸出



【消費者活動の支援】

- 消費生活センター登録団体の活動や学習・研究を支援しています
- グループ活動室の貸出
- きよせちえのわフェスタ（例年6月）開催支援

【リサイクル情報】 さしあげます・ゆずってください

- ご家庭で不用になったまだ使えるものの再利用を、市報きよせ（毎月15日号）、清瀬市ホームページ、消費生活センターの1階ロビー掲示板にて情報提供しています。（無料譲渡に限ります）

【施設について】

(2階は駅前乳児保育園のため、ご利用できません)

【1階】事務室・ロビー

ロビーには、図書や啓発チラシ・パンフレット等のコーナー、冷水機、コピー機(1枚10円)があります。



【3階】テスト兼調理室

簡易商品テストや調理などに使用できます。 ※定員 37 名
基本的な調理道具や食器も揃っています。



【4階】会議室

机を使用した会議、学習会などに使用できます。会議室1と会議室2がありますが、合わせて広く利用することもできます。

※定員 41 名



会議室1 ※定員 25 名



会議室 2 ※定員 10 名

【4階】集会室

畳の部屋（和室）で、座卓や座布団があります。 ※定員 18 名



施設使用料

時 間 室名	9時 ～ 12時	13時 ～ 17時	18時 ～ 22時	9時 ～ 17時	13時 ～ 22時	9時 ～ 22時	定員 (人)	面積 (㎡)
	午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	全日		
集会室	800	1,000	1,400	1,800	2,400	2,900	18	31.01
会議室 1	1,300	1,600	2,200	2,900	3,800	4,600	25	48.10
会議室 2	300	500	600	800	1,100	1,300	10	20.43
会議室 1・2	1,600	2,100	2,800	3,700	4,900	5,900	41	76.84
テスト兼調理 室	2,100	2,800	3,800	4,900	6,600	7,800	37	79.22

(単位：円)

※館内・敷地内は全面禁煙です。

※施設を借る時には施設予約カードが必要です。詳細は職員におたずねください。

くらしに潜む消費者トラブル

トラブル事例 ①

－ 訴訟最終告知を知らせるハガキ－

「利用していた契約会社から約束不履行による訴状が提出されました。このまま放置すると差し押さえを強制執行します」というハガキが届いた。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ 振り込め詐欺です！

- ・絶対に連絡をしないこと！訴訟を取り下げるためにと弁護士費用名目でお金を払わせるのが目的です。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号4A9A7

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月6日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-1-9
お問合せ窓口 03-5657-
受付時間9:00～19:00

《解説》

差し押さえ、強制執行などの言葉をみると不安になりますが、このようなハガキは無視してください。



トラブル事例 ②

—不用品、何でも買いますよ (目的は貴金属?)—

「靴でも、皿でも、服でも何でも買い取ります」という電話があったので訪問を受けた。しかし服などには値もつけず、アクセサリーを出すよう迫られた。怖くなり何点か出したところ3万円を置いていった。安すぎるし、売るつもりはなかったので返してほしい。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ **最初から貴金属を買い取るのが目的です。**

- 警戒されないため、とにかく家に上がるために消費者が気軽に処分をするだろう品物で話しかけてくるのです。

《解説》

本来は買い取り目的の品物全部を告げて勧誘しなければならないのですが、事業者は不用品何でもとか、「服、着物、皿」というような話しかけで家に入りこみます。帰ってもらいたくて、売りたいくない貴金属を出してしまった場合はクーリング・オフができます。「不用品以外は売りません」と断れない方は、買い取り電話勧誘をきっぱり断りましょう。



トラブル事例 ③

－ 原状回復費用は借主負担？－

5年間借りていた2DKのアパートを退去することになった。立合いの時には特別何も言われなかったのに、後から敷金をはるかに超える高額な請求書が送られてきた。内容は壁紙（クロス）、網戸の張り替え、畳替え、フローリングの修理などだった。

それらの費用は全て借主負担なのか疑問に感じて、不動産会社に申し出たら、原状回復費が借主負担であることは契約書に書いてあると言われた。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒「賃貸住宅契約書の原状回復」の意味を理解しましょう！

- ・通常に暮らしていて発生する損傷・汚れの修繕は借主負担ではありません！

《解説》

「原状回復」とは、借主の故意、不注意でできた汚れ・破損などを元に戻すという意味です。例えばタバコの火による畳のコゲや穴、インクをこぼした痕、穴をあけたクロスや網戸などが対象です。

5年の間に生じた自然な損傷や汚れは、次の借り手のために家主負担できれいにすべきです。きちんと申し出ましょう。

トラブル事例④

－ 定期購入契約だった健康食品 －

インターネットで「今だけ500円！」という健康食品のキャッチフレーズを見て、申し込んだら、次の月にまた同じものが届いた。

事業者にお問い合わせたら、契約ではあと3回商品が届くという。しかも代金は2回目からは3,980円だった。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ **安いから得だと飛びつかないこと！**

- 申込み画面をよく見ましょう！安いには訳があります。申込みを誘う安い金額にだまされないで！

《解説》

このケースのトラブルは主に化粧品、健康食品購入で起きています。インターネット上では、繰り返し申し込みを誘う体験談や写真がアップされています。法の改正より物品の継続販売と、総額についての分かりやすい表示が必要とされていますが、いまだあいまいな画面表示をしている事業者もいます。申し込み前に契約条件をよく読みましょう。




ご存じですか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、消費者が契約したあとで、冷静になって考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。「突然の訪問販売で不要な物を買ってしまった」、「電話でしつこく健康食品を勧められ申し込んでしまった」、「お試しの脱毛エステを受けた後に高額な契約を勧められ、断り切れずに契約してしまった」このような不意打ち的な勧誘で契約した場合に解除できます。

契約書を受け取った日を含めて、一定期間内にハガキ（簡易書留）で通知します。

（表）

	事業者名 （会社名） 代表者 様	事業者 （会社） の住所
---	---------------------------	--------------------

（裏）

契約解除通知	
契約年月日	
契約金額	
販売会社名	
担当者	
上記契約を解除します。	
支払った金額	円を返金
し、商品を引き取ってください。	
年 月 日	
（契約者住所）	
（契約者氏名）	

クーリング・オフ



⇒ **必ず確認しておきましょう**

- 購入（契約）した場所はどこですか？
- 購入（契約）した商品・サービスは何ですか？
- 購入（契約）金額はおいくらですか？
- 契約書面はありますか？
- 契約書面を受け取った日から起算して何日目ですか？
- 営業目的の購入（契約）ではないですか？
- 事業者からクーリング・オフについて嘘を言われたり、妨害行為をされていませんか？

⇒ **クーリング・オフができない取引にご注意ください！**

- ① 自ら店舗（固定的施設で一定期間以上にわたり、商品等を陳列して商品が自由に選択できる場所）に出向いて購入（契約）した場合
- ② 通信販売で購入（契約）した場合
- ③ 自動車購入・リース、飲食店での飲食、代金3千円未満の現金取引、葬式など
- ④ 配置薬などの政令指定消耗品（8品目）を消費した分
- ⑤ 営利目的の購入（契約）

クーリング・オフ



第39回 清瀬市消費生活展

テーマ「食の安全」

日 時：平成30年10月21日（日） 午前10時～午後4時
（市民まつりと同時開催）

会 場：清瀬市消費生活センター

清瀬市消費生活センターでは、消費や暮らしの問題について、学習・研究を行っている団体の活動をサポートしています。現在センターに登録している団体は15団体。様々な課題やテーマに基づき活動しています。

消費生活展は、1年に一度、消費生活センターと登録団体が、団体の活動や、消費者問題を広く知っていただくために、活動の展示、健康チェック、ごみの分別相談、リユース食器の回収・販売、おもちゃ修理、吊るし飾り展示と製作体験、フードドライブ、消費生活相談などを行っています。

※フードドライブとは…ご家庭に余っている食品を回収し、福祉団体や施設などに寄付する活動。

平成30年度、第39回消費生活展の
テーマは「食の安全」です。

今回は「種子法」と「マイクロプラスチック問題」を
テーマに、登録団体より情報や課題をお届けします。

テーマ「食の安全」

「種子法について」



『種子法廃止 タネを守ろう!』
日本の種(たね)を守る会リーフレットより抜粋

民間企業の参入を阻害？ 突然廃止された種子法

私たちの日本の食を支えてきた、米・麦・大豆。これらの「主要農作物」を安定供給するために、優良な種子の生産・普及を「国が果たすべき役割」と定めていたのが種子法（主要農作物種子法）です。

この法律の下、日本では、各都道府県で地域に合った多様な品種が開発され、国内で生産される米の種子は100%自給してきました。

しかし、国は、この法律の存在が「民間企業の参入を阻害している」として、突如、種



子法の廃止を閣議決定。十分な審議も農業関係者への説明もなく、廃止法を可決、成立させてしまいました。これにより種子法は2018年3月末日で廃止となりました。

国や都道府県の責任を定めた法律がなくなり、民間企業任せにして、果たして日本の食を支えられるでしょうか？多種多様な米に代表される日本の食に、大きな影響を与えてしまう可能性があります。これは農家に限らず、消費者にとっても大きな問題です。

種子は、先祖代々、多くの人たちが自然とともに育んできた“共有財産”。種子がなくなれば私たちは生きていくことができません。その共有財産を守る法制度が不可欠です。

安心できる食を守るためにも、そして、未来の世代にしっかりと種子を手渡すために、種子を守る新しい法制度を一緒に作りませんか？



種子法廃止で起こりうる問題

① 種子生産の公的支えがなくなる

種子法をなくし、種子生産の義務を負わない民間企業に任せて、果たして食糧安全保障の前提となる種子が国内で十分確保できるのか、大きな不安が残ります。

種子法廃止法案についての附帯決議では、「地方交付税措置を確保し、周知を徹底するよう努めること」「多様な種子の生産を確保すること。特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることがないよ

うに努めること」などと記載されていますが、これはあくまでも努力目標にすぎません。

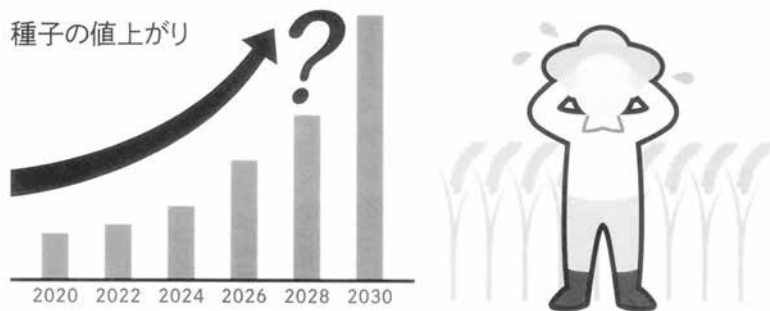
農林水産事務次官通知（2017年11月）は、「都道府県がこれまで実施してきた種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない」、都道府県は「民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子増殖に必要な栽培技術等の種子生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担う」こととされています。

農業競争力強化支援法の基となった農業競争力強化プログラム（2016年11月）には、「国は、国家戦略・地財戦力として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」と明記され、そうした体制にするために種子法廃止の法整備は進められました。

この“国家戦略”には、これまでの公共システムが行ってきた、多様な種子の安定確保のための視点が欠けています。

② 種子の価格が値上がりする

現在、米の種子の価格は、1kgで600円弱。厳密な管理、手入れを必要とする種採り農家の苦勞に値する対価は、現在でも十分とはいえ



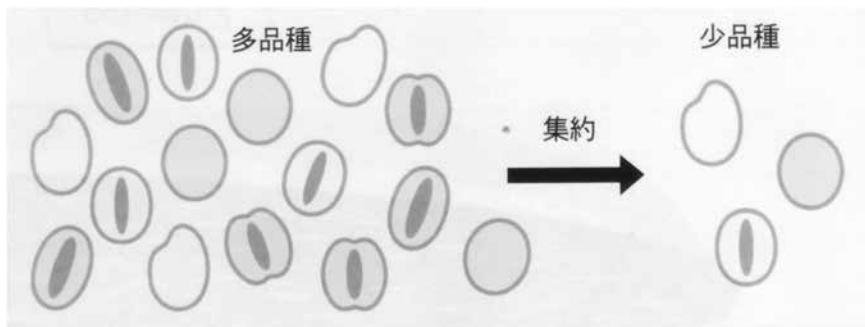
ない状況にあります。近年は、米の価格がどんどん下がり、種子農家の収入も減っています。高い生産技術を持つ農家が種採りを続けられるようにするためにも、公的な支えを充実させることは不可欠です。

民間企業の種子の価格は、これまで都道府県で推奨されてきた品種と比べ、5～10倍高いとされます。現在でも米の販売価格が生産費を下回るような状況の中、種子の価格が高騰すれば、米の生産を諦める農家も増えることでしょう。

政府は、「種子の価格が上がっても、収入が増えるから問題ない」としていますが、全ての農家に収入増がもたらされるというシナリオに、根拠はあるのでしょうか。種子価格の高騰は、消費者に跳ね返ってくることも考えなければなりません。

③ 種子品種の多様性が失われる

現在、日本では300品種もの米が作られています。また、特定の地域でしか栽培されていない品種の米は、地域振興の看板にもなっています。このように地域や気候に合った品種の種が供給され続けてきたのも、公的な制度や予算などの支えがあったからこそ。



しかし民間企業がこれだけの多品種を維持するコストや手間を負担することができるのでしょうか。利益を優先すれば、同じ品種を効率的に広めることになっていくでしょう。

種子法の廃止とほぼ同時に成立した農業競争力強化支援法には、「既存の多数の銘柄を集約する」という方向が示されていますが、種子の多様性は、地域や文化の多様性にも直結する問題です。

単一の種子が大量生産されるようになれば、病害虫の発生などで一気に打撃を受けるリスクも高まります。気候変動が激しくなる中、被害をより大きくする危険性さえもたらすのです。

④ 大企業による種子の支配が進む

これまでの公共品種の種子が徐々に姿を消し、将来、国内大手と多国籍企業の種子しか選べなくなるのではないのでしょうか。そうなれば、農家は企業が指定する通りの肥料と農薬と種子を使用する農業をせざるを得ず、これまでの農家としての自主的で自立的な農業は奪われ、大企業が食品の流通まですべてを握る社会へと変わっていくでしょう。

農家と消費者の関係は切り離され、産直や生協も存在意義を失ってしまうかもしれません。



先祖から受け継いだ種子は自然と共に育んだ公共財産です。

種子法は、そうした遺伝資源を公共財産として守るという考えがベースになっています。実は、米国やカナダでも、州立大学や州の農業試験場が今でも法律に支えられ、公共品種の育成に重要な役割を果たしているそうです。

日本でも、公共品種の種子を守る法制度は不可欠。それなしでは、私たちの食がますます国内大手や多国籍企業によって左右されるようになり、私たちは食料主権を失うことになりかねません。

(報告者 佐藤道子・杉本美恵子)

「マイクロプラスチックの問題」

この夏、大手コーヒーチェーンがプラスチック製ストローの使用を止めると発表して話題になりました。その理由は、プラスチックごみを減らすためだといいます。いま、世界の注目を集めているマイクロプラスチックの海洋汚染について、消費生活展の統一テーマ「食の安全」の視点で情報提供いたします。

マイクロプラスチックの海洋汚染

いま、世界の注目を集めている海に漂うプラスチックごみ。そのなかでも“マイクロプラスチック”と呼ばれる直径5ミリ以下のとても小さなプラスチックごみの海洋汚染が問題になっています。プラスチックは、熱を加えたり、太陽の光があたったりすると、もろく砕けやすくなります。ですが、プラスチックはいくら小さくなくても分解してなくな

ることはありません。海の波や砂浜にはプラスチックごみを小さく砕いて沖に運んでいく働きがあり、汚染が外洋に広く及んでいるのです。

食物連鎖の過程で生態系に影響も

海洋を漂う小さなプラスチックごみは、海の生物である小さな動物プランクトンがエサと間違えて食べてしまい、さらに動物プランクトンを小さな魚が食べ、その魚をさらに大きな魚が食べることになります。

石油からできているマイクロプラスチックは、油に溶けやすい有害物質が吸着しやすい性質を持っています。魚などがエサと間違えて食べると、その有害物質を体内にとりこむことになります。食物連鎖の過程でこれが繰り返されると、有害物質の濃度が高くなって、生物や生態系に影響が出る恐れがあります。



魚の量を上回るプラスチックごみ

人間が出すプラスチックごみは、年間約3億トン。1950年以降、世界で83億トンのプラスチックが製造され、そのうち63億トンが廃棄されたと推計されています。それらは自然に還らず、そのまま残っており、現在も年間1200万トンのプラスチックが海に流れ込んでいるという試算もあります。2016年、スイス・ダボスで開催された世界経済フォーラムでは「2050年には、世界の海を漂うプラスチックは重量換算で、魚の量を上回る」というデータまで発表されています。

日本周辺の海は“ホットスポット”

日本周辺の海はマイクロプラスチックの密度数が1ヶタ多く、世界の平均的な海域に比べると20倍～30倍が漂っている“ホットスポット”だといわれています。2015年、東京湾で釣ったカタクチイワシを調べたところ8割の消化官から、様々なプラスチック片が検出されたといえます。

マイクロプラスチックが人間にどのような影響を与えているかはまだ完全には分かっていません。劇症型の症状が出ることはありませんが、知らず知らずの間に人体への影響が出てくる可能性は否定できません。特に、影響を受けやすい子どもたちの体が心配です。

使い捨てプラスチック規制世界の動き



マイクロプラスチックの海洋汚染が世界の関心事になるなか、使い捨てプラスチック製品規制の動きが急速にすすんでいます。今年の2月、台湾が使い捨てプラスチック製品を段階的に規制し、2030年までに全面的に禁止する方向を打ち出しました。4月には、イギリスが2019年からプラスチック製ストローやマドラーを禁止。6月には、インドが2022年までに使い捨てプラスチック製品を全廃することを発表しました。

今年の6月、カナダで開かれた「G7」での関心事は貿易問題でしたが、環境問題で大きな波紋を投げかけたのは、生物・生態系への深刻な影響が懸念される海洋プラスチック廃棄物に関する「海洋プラスチック憲章」が首脳会合で採択されたことでした。しかし、日本は国内法の未整理を理由にアメリカとともに、海洋プラスチック憲章への署名を行いませんでした。

(執筆者：清瀬環境市民協議会 事務局 藤岡)

清瀬市消費生活センター登録団体

きよせしとうろくしょうひしゃだんたいれんらくかい 清瀬市登録消費者団体連絡会

消費生活センター登録団体15団体(次ページ以降に掲載)で、今年度から名称を変更して活動を始めました。昨年度までは登録団体のうち7団体で消費者団体を結成していましたが、活動の輪を拡げるためすべての登録団体で連絡会を結成することになりました。

東京都内では消費者団体の活動は縮小気味ですが、清瀬市では消費者であるすべての市民への情報発信をしていくため、活動の輪を拡げ消費者活動を展開していくことにしました。

いま、悪質な業者による消費者被害が清瀬市でも多発しており、それらの被害を少なくしていくことが求められています。また、消費者の権利を自覚するための学習も進めていく必要があることから、市民への環境・平和・食・医療や介護などの情報発信を強化していく予定です。

今年度の活動テーマは「食の安全」とし、学習会や見学会などを予定しています。また、食品ロスや貧困対策として「フードドライブ」を、消費生活展で実施します。

(問い合わせ) 八代田 042-492-6309



とうきょう きよせいいかい
パルシステム東京・清瀬委員会

パルシステム東京・清瀬委員会では、食の安全・安心、環境、平和、健康、ライフスタイルの向上などを目的として、清瀬市のパルシステム東京の組合員を対象に、講習会、学習会、勉強会を企画・開催しています。また、清瀬市消費生活センターでは手作り石けん講座の講師を務めたり、「東久留米まちづくり生協のわ」(旧東久留米市生協連)に所属したり「くらしフェスタくめ」実行委員を務めるなど、地域に根ざした、行政とのつながりを目的とした活動も行っています。

(問い合わせ) 松田 042-492-3906



さいとほけんせいかつきょうどうくみあい きよせしぶ 西都保健生活協同組合・清瀬支部

西都保健生協は医療と介護の事業所を通じて、安心して暮らせるまちづくりを5市で展開しています。清瀬市では西と東の2つの支部があり、日常生活圏の組合員さんで班をつくり、健康チェックや医療・介護の学習会などを行っています。また、自分の健康に関心を持ち、実践できるように保健学校の開催や二酸化窒素の全市調査も20数年続け「地域まるごと健康づくり」の運動を進めています。

全国の保健（医療福祉）生協で取り組む、この健康づくりの活動や組合員ネットワークを生かした、たすけあい活動は、WHO（世界保健機構）やIHCO（国際保健共同組合協議会）からも高い評価を受けています。

その他、東支部では「G○亭サロン」や「囲碁将棋サロン」、西支部では「ふらっとサロン」を開き、市民の憩いの場になっています。

医療・介護の分野の専門職といっしょに、平和・社会保障を守る運動を他の団体と共同で進めています。



(問い合わせ) 土屋 042-492-1681



しんにほんふじん かい きよせし ぶ
新日本婦人の会・清瀬支部

新日本婦人の会は1962年、平塚らいてう、いわさきちひろなど32人の呼びかけで創立。全国の地域や職場に班があり、新婦人しんぶんを毎週発行しています。

2003年には、国連NGOに認証され、国連の会議に代表を送り、世界の女性たちと交流・連帯を広げています。

また「原発ゼロ」「憲法を守ろう」「食料は日本の大地から」「安心して住み続けられる」など、女性の願いを実現するため、みんなで力をあわせ、草の根で運動しています。

新婦人ブログ <http://shinnfujinn.sakura.ne.jp/wp/>

(問い合わせ) 西ヶ谷 042-492-4842
nishigaya0821@yahoo.co.jp



かんきょう

かい

環境・シャボンの会

空気・水・土・生きものなど、地球環境を考えて学習会、見学会などを企画し、他団体と協力しながら活動しています。

- ◆生活の中で広く使われている合成洗剤（洗濯・台所・風呂・歯みがきなど）から石けんに切り替えることと、再生可能エネルギー（バイオマス・小水力・太陽光）に切り替えるために「きよせちえのわフェスタ」「きよせの環境川まつり」や「消費生活展」でのパネル展示や商品展示・販売などを行い、安全安心な石けん生活を皆さんにおすすめしています。
- ◆定例会・学習会では、環境DVD「種子」「ゴミ捨て場の子供たち」などの観賞を実施しました。また、アスキー石けん（株）工場見学をします。
- ◆ピースカフェ「シャンティ国際ボランティア会」の活動をお聞きします。
- ◆交流会では身近にある環境についての意見交換をしています。

（問い合わせ）佐藤 042-491-5157

【石けんと合成洗剤の成分の違い】

製品名	成分	界面活性剤濃度
粉石けっけん(水 30ℓに 40g) 5K ばしょう、すすぎ 2 回	純石けん分(脂肪酸ナトリウム 61%) アルカリ剤(炭酸塩)	61%
合成洗剤A(K社) (水 30ℓに 10g) 蛍光増白剤・漂白剤無配合、すすぎ1回	高級アルコール系(非イオン)、直鎖アルキルベンゼン系、脂肪酸系(陰イオン)、安定化剤(ブチカルビトール)、アルカリ剤、分散剤、香料、酵素	74%
合成洗剤B(P社) (水 30ℓに 10g) 蛍光増白剤・漂白剤無配合、すすぎ1回	ポリオキシエチレンアルキルエーテル、LAS、純石けん成分(脂肪酸ナトリウム)、安定化剤、水軟化剤(クエン酸)、ケア成分(天然樹木エッセンス)、酵素	24%



きよせ 清瀬ごみともだち

私たちは1994年に多摩地区のごみ最終処分場（日の出）の問題を取り上げた映画「水からの速達」上映を契機に有志が集いスタートしました。小さな市民グループながらも常に「市民」「事業者」「行政」が同じテーブルに着き、粘り強く話し合っ、協力して問題の解決に当たることを目指しています。

最近では廃陶磁器のリサイクル（おちゃわんリサイクル）の実践活動を市民まつり等で市の協力を得て行い、また「環境・川まつり」に出展して小学生を始め市民の皆さんに「ごみ分別」等の啓蒙普及活動などを行っています。また、計画的なごみ減量とごみ処理経費削減を目指す中でメンバーが市の「廃棄物減量等審議会」に参画し、担当課との話し合いを継続しています。そして環境問題全般にも目を向けて清瀬環境市民協議会や他団体とも協力して活動を行っています。焼却をできる限り減らして行きたいと考えています。

<http://gomitomo.web.fc2.com/>

（問い合わせ）織田 042-495-1821



会の名称が新しくなりました

きよし せ かん きょう し みん きょう ぎ かい 清瀬環境市民協議会

(旧名称：清瀬ダイオキシン対策等市民協議会)

清瀬市は、1997年、産廃銀座と言われた所沢市周辺の産廃焼却施設や一般家庭ゴミの中間処理施設に囲まれ、史上最強の毒物と言われるダイオキシン類が風に乗って飛んでくる日本一の環境汚染地域となりました。市民の不安と怒りが渦巻くなか、当会は市民の健康と生活環境を守るために1999年3月、自治会や市民団体による市民協議会として発足しました。

以来20年、私たちは、ダイオキシン類など有毒化学物質の発生源対策をはじめ、家庭ごみの分別・資源化など市民啓蒙活動、温暖化防止のための緑地保全活動、環境・川まつりに向けた河川土壌の放射線量測定調査活動、環境市民セミナーの開催など様々な活動に取り組んできました。

発足から20年の節目の年を迎えるにあたり、地球温暖化が要因と思われる気候変動や環境破壊、子どものアレルギー疾患の急増など、私たちをとりまく環境が変化するなか、市民の要望に幅広く応えた新たな活動に取り組むために、会の名称変更をすることになりました。当面、当会の活動の歴史を受け継いで「清瀬ダイオキシン対策等市民協議会」の旧名称を併記することになります。今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。



会のマスコットキャラクター

(問い合わせ) 事務局 藤岡 042-493-6601

ふゆう かい 布遊の会

リサイクル お洒落で楽しいリメイク

リサイクルを心がけ、全員で知恵を出し合い、新しく生まれ変わる作品作りを提案しています。

着られなくなった浴衣、古い布団カバー、シーツ等で布ぞうり、編み残りの糸で人形や小物、着物や浴衣で直線裁ちによるドレスやブラウス等を作っています。特に「布ぞうり」は随時講習会を開き、参加された方々に喜ばれております。

(問い合わせ) □田 042-493-9888

【活動状況】

日時 毎週月曜日 10時から16時まで

場所 消費生活センター3階 グループ活動室



た ま せいかつ せいきょう
多摩きた生活クラブ生協まち・きよせ

私たち生活クラブ生協では「安全・環境・健康」を第一に考え、生産者とともに開発したオリジナル品（95%）を扱っています。そのため、遺伝子組み換え食品や輸入食品、放射能検査を厳しく行ったり、いち早く対応しています。

牛乳の共同購入から始まった生活クラブ生協は、牛乳の中身を知る活動から「素性を確かめる」ことを基本にしてきました。

「生産→流通→消費→廃棄」をトータルに見て、情報はすべて共有し、直接対話することで、解決策を見つけ出し、生産者と共に、種子への問題、無添加で化学物質や農薬はできるだけ使わない食品開発を進めています。

また 環境・たすけあいを通して、市民によるまちづくりの促進も行っています。

（問い合わせ） 目黒 042-491-6336



きよせて かい 清瀬手づくりハムの会

より安全で安心な食をめざして

国内産の豚肉を使い、無添加の手づくりハム、ソーセージ、ベーコン等を作る団体です。健康のため、塩分・脂肪も控えめです。活動時にはいろいろなものを燻製したり、食品の試食をしています。今年度は10回の活動をしました。また、清瀬市消費生活センターの講座で「親子ソーセージ作り・添加物の話・食育ゲーム」を行いました。

●「ソーセージ作り講習会」を随時行いますので、下記へご連絡ください。

(問い合わせ) 増村 042-494-2926



グループあかり

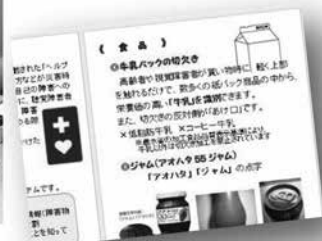
グループあかりは、視覚障害者が人とつながり、より豊かな生活を送ることを目指しています。

毎月、第4木曜日に茶話会を開き、便利なグッズなど生活に役立つ情報を交換しています。その他に講習会に参加してiPadなどのIT機器の最新情報を取得しています。それは互いに学びあうITサロンにつながっています。今年度は、清瀬市の出前講座をお願いして、利用可能な制度について学びました。

あかり茶話会やイベントの様子は、毎回ブログで配信中！！

ブログ <http://kiyoseakari.seesaa.net/>

メール kiyoseakari@gmail.com



UD (ユニバーサルデザイン) とは、

だれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスを提供していこうとする考え方です。

清瀬市消費生活センターは、UDに基づく設備が複数あります。

点字付きの案内板やエレベーター、各階にある「誰でもトイレ」、二段手すり、ゆるやかな階段など。みなさん、確認してみてくださいね。

きよせきたぐちむつみかいしょうてんがいしんこうくみあい 清瀬北口睦会商店街振興組合

私たちは清瀬駅北口で事業を営む会社や商店の集まりです。消費生活に関わる商品を提供し、みなさまとともに、より良い消費生活を実現するために、陰ながら協力させていただいております。

本会の活動は外見的には地味なものでありますが、夏の清瀬けやきロードフェスティバルを筆頭に、市民のみなさまと積極的にふれあう事業も精力的に実施しています。

(問い合わせ) 森 042-494-7786



きよせじょせいかいぎ 清瀬女性会議

家庭排水による環境汚染は、私たち一人ひとりの生き方が問われている問題であるとの認識から、いっさいの合成洗剤を身の回りから追放し、石けんや重曹に切り替える取り組みを消費者運動の中心に据えて、今日まで続けています。

また、母体である全国組織「^{あい}女性会議」とともに、あらゆる環境破壊に目を向け、子どもたちの未来のため、反原発運動にも力を入れています。

(問い合わせ) 高橋 042-492-5266
布施 042-493-2982



ひろば ポケット広場

清瀬駅前で15年間フリーマーケットを開催してきたポケット広場は、現在古布を利用した「つるし飾りづくり」講座を毎月第4土曜日の午前10時～12時（都合により変更の場合もあり）に行っています。季節の行事にあった正月飾り、ひな飾り、五月のぼり等をつくっていますが、毎回参加者が20名を超える盛況ぶりです。

つるし飾りは日本各地に愛好者が広がっており、着られなくなった「布のエコ活用ができる」ととても好評です。「きよせちえのわフェスタ」や市民まつりの日に行われる「消費生活展」では作品の展示や販売も行っています。講座にはどなたでも参加できますので、下記にお問い合わせください。

（問い合わせ）高橋 誉志子 042-493-0282



びょういん きよせおもちゃ病院

壊れたおもちゃを修理するボランティア団体です。

定例修理は月に1回、第2土曜日の午後1時半から5時まで、清瀬市児童センター（ころぼっくる）の2階で開院しています。

修理代は無料（部品代は実費）ですが、おもちゃ以外のものや、ピストルのおもちゃ、アンティークのおもちゃについては修理できません。

修理日以外でも清瀬市消費生活センター（平日の午前9時から午後5時まで）、ウィズアイでもお預かりや修理後の受取りも行っています。

ホームページ <http://kiyosetoy.web.fc2.com>

（問い合わせ） 松田 042-492-3906



おちゃ ま お茶の間きよせ

子どもからお年寄りまで、いろいろな世代の人たちが気軽に集える場所、今住んでいるところで、人と人が支えられる時間と空間づくりを目指しているグループです。

毎月、第3木曜日 午前10時から午後2時まで、上清戸老人いこいの家で「お茶の間サロン」を開催しています。

消費生活センターで行われた ちえのわフェスタでは 1日お茶の間サロンを開き、炊き込みご飯と具たくさん汁物を提供しました。

また毎年、児童センターで「桜餅を作って抹茶体験」を開き、参加者やボランティアの人たちとの多世代交流を行っています。

(問い合わせ) 目黒 042-491-6336

“お茶の間きよせ”

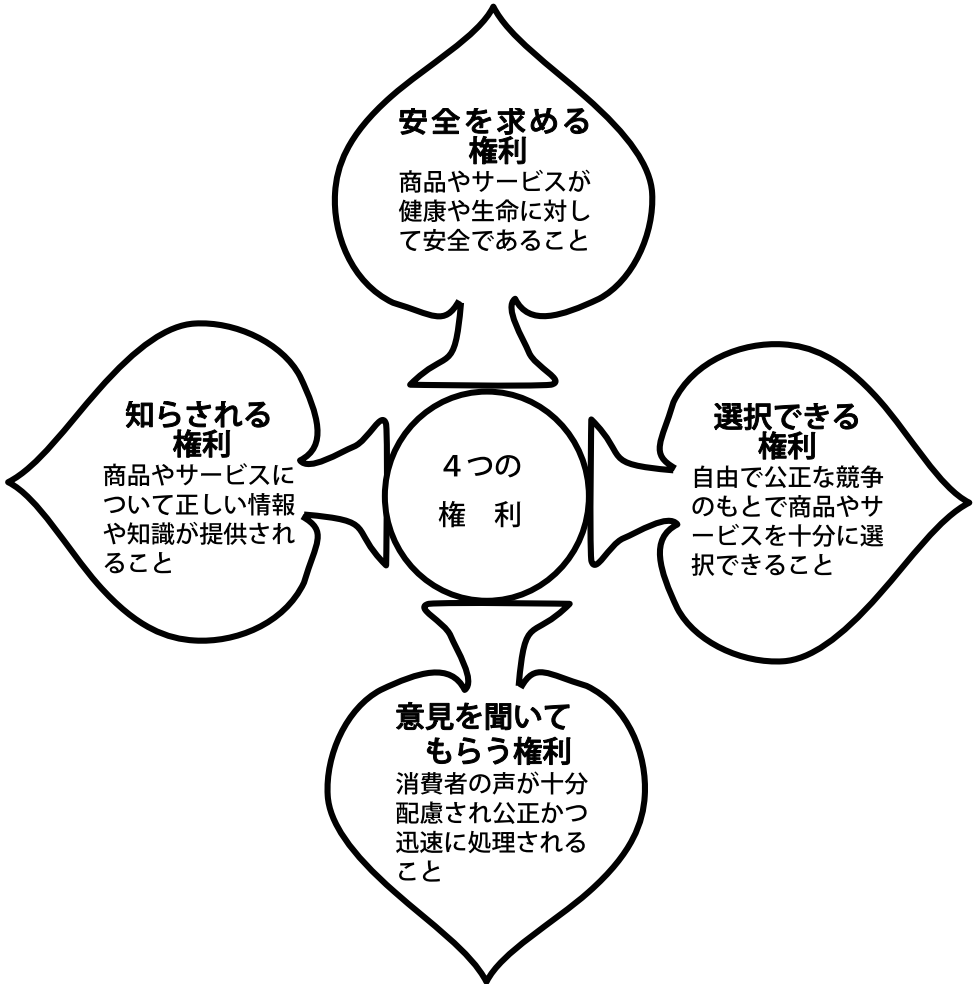
ブログ更新中

お茶の間きよせ→検索

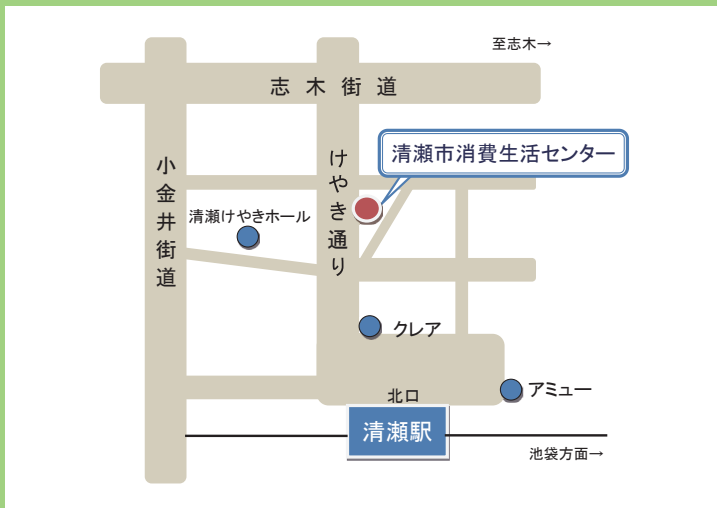
<http://ocyanoma-kiyose.seesaa.net/>



4 つ の 権 利



1962年、故ケネディー大統領の「消費者の利益保護に関する特別教書」より



清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17

【電 話】 042 (495) 6211

【F A X】 042 (495) 6221

【相談専用電話】 042 (495) 6212

【開館時間】 午前9時～午後10時

(年末年始等を除く月～土曜日)

平成 30 年 10 月 15 日 発行

※掲載されている情報は、平成 30 年 9 月時点のものです。

事情により内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

ご不明な点は「清瀬市消費生活センター」へお問い合わせください。